

栄サポーター制度設置要綱

(目的)

第1条 栄地区の魅力向上を図るため、市民等が同地区について取材し、作成した記事を本市が利用するソーシャルメディア等の広報媒体に掲載することにより、多様な視点から捉えた同地区の魅力を発信することを目的として、栄サポーター制度（以下「本制度」という。）を設置する。

(活動)

第2条 栄サポーターの活動は、栄地区に関するイベント、身近なまちの話題、地域活動等取材し、本市へ記事及び写真（以下「記事等」という。）を提供するものとする。

(活動期間)

第3条 栄サポーターの活動期間は、登録日から当該年度の末日までとする。ただし、再登録を妨げない。

(要件)

第4条 栄サポーターとして登録できる要件は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 栄地区について、概ね月1回以上の頻度で取材できること
- (2) カメラ機能を有する電子機器を所有し、栄地区の写真を撮影できること
- (3) 本制度の趣旨を理解し、誠意をもって活動を行えること
- (4) 登録日時点の年齢が18歳以上であること

(報酬及び費用負担)

第5条 栄サポーター制度は、無報酬とする。

2 栄サポーターが利用する機器に関する経費、インターネット接続を含む通信費用、交通費その他の経費は、当該栄サポーターが負担する。

(責任)

第6条 栄サポーターは、第2条に規定する活動の範囲を逸脱することその他栄サポーターの責めに帰すべき事由により栄サポーター自身又は第三者に損害が生じた場合は全ての責任を負うこととし、本市は損害賠償その他一切の責任を負わないものとする。

(知的財産権)

第7条 本市へ提供された記事等に含まれる個々の情報(テキスト、画像等)に関する知的財産権は、既に他者の著作権が存在している部分を除き、提供者である栄サポーターに帰属するものとする。ただし、栄サポーターは、記事等について、当該記事等の提供をもって、本市が利用する広報媒体に掲載する権利を許諾したものとみなす。また、提供された記事等については、記事等の円滑な掲載等に必要範囲内で、変更その他の改変を事務局が行うことができるものとする。

(事務局)

第8条 事務局は、栄サポーターの募集、登録、連絡、記事等の編集及び掲載その他庶務に関する事務を行う。

2 事務局は、住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課に置く。

3 事務局は、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。）、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。）その他関係法令を順守しなければならない。

(登録)

第9条 栄サポーターの登録は、次の事項を明記して電子メールにより事務局へ申請する。

(1) 氏名、住所、生年月日、電子メールアドレス及びFacebook アカウント名

(2) 学生については、上記のほか学校名

2 申請があった場合、事務局は第4条の要件について審査したうえで登録する。

(登録抹消)

第10条 事務局は、栄サポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消できる。

(1) 本人が辞退を申し出たとき

(2) 前条第1項に定める申請の際、同項に掲げる各事項について事実と相違する記載を行ったと判断されたとき

(3) 言動が運営に不利益をもたらすと判断されたとき

(4) その他、特に必要があると認めたとき

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本制度の設置に関し必要な事項は、事務局が決定する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。